

同窓会会則

【大阪府立豊島高等学校 同窓会会則】 昭和 53 年 2 月 22 日制定

■第 1 章 総 則

第 1 条 本会は大阪府立豊島高等学校同窓会（略称 ときはぎ会）と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、あわせて母校発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の事務局は大阪府立豊島高等学校内に置く。また会員の希望により支部を置くことができる。

■第 2 章 会 員

第 4 条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 通常会員・母校卒業生又は母校を中途退学したもので幹事会の推薦により総会の承認を得た者。
2. 特別会員・母校現教職員及び旧教職員。
3. 名誉会員・母校の関係者で幹事会の推薦した者

■第 3 章 事 業

第 5 条 本会は下記の事業を行う。

1. 総会。
2. 同窓会活動に関わる印刷物の発行。
3. 母校発展のための協力。
4. 会員の表彰及び弔慰
5. その他必要な事業。

■第 4 章 幹 事

第 6 条 幹事 各期より若干名選出する。

ただし、上記により選出された幹事とは別に、役員会の推薦を受け幹事会の承認を得た会員を新たに幹事とすることができる。

■第 5 章 役 員

第 7 条 本会に下記役員を置く。

1. 名誉会長 1 名 母校校長を推す。
2. 名誉副会長 1 名 母校教頭を推す。
3. 顧問 若干名 母校校長より委嘱された母校教職員。
4. 特別顧問 若干名 母校の関係者で役員会の承認を得た者。
5. 会長 1 名 幹事の中より互選する。
6. 副会長 若干名 幹事の中より互選する。
7. 会計 若干名 幹事の中より互選する。
8. 書記 若干名 幹事の中より互選する。
9. 会計監査 若干名 幹事会にて上記役員以外より委嘱する。
10. 渉外 若干名 幹事の中より互選する。
11. 各期代表幹事 各期 1 名 各期幹事の中より互選する。
12. 会計監査を除き、上記の同窓会役員は兼務をすることができる。

第8条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し時宜に応じ会長代理の任にあたる。
3. 顧問は本会と母校との連絡調整にあたる。
4. 特別顧問は本会の運営が円滑に行われるよう指導・助言を行う。
5. 会計は本会の会計事務を処理し、予算編成及び決算報告を行う。
6. 書記は総会、役員会、幹事会等の議事を記録する。
7. 代表幹事は会長、副会長を補佐し会務を遂行し、兼ねて同期生の連絡をはかる。
8. 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
9. 渉外は本会活動に於いて、対外的事項が発生したとき、外部との連絡調整をする。

第9条 役員の任期は下記の通りとする。

会長、副会長、会計、書記、渉外、会計監査の任期は1年とする。

ただし、何れも再任を妨げない。

■第6章 会議

第10条 会議は総会、役員会、幹事会とし会長はこれを召集する。

第11条 総会は毎年1回開催することを原則とし、事務計画、予算の審議、決算を承認する。

第12条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、渉外、顧問及び会長が委託した者をもって組織し会務を審議する。

第13条 幹事会、役員会は必要に応じ随時開催する。

■第7章 会計

第14条 本会の財政は会費、寄付金、その他の雑収入をこれに充てる。

第15条 通常会員は終身会費6,000円を入会と同時に納入する。

第16条 特別の会費を要するときは臨時に会員からこれを徴収することがある。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までの期間とする。

■第8章 付則

第18条 会則の追加、変更は役員会の決議をへて通常総会の出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。